

静岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月7日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第49号

静岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

静岡県中小企業高度化資金貸付規則（昭和47年静岡県規則第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(担保又は保証人)</p> <p>第14条 貸付決定者が第12条第1項の金銭消費貸借契約を締結しようとするときは、知事が適当と認める担保を提供し、<u>かつ、知事が適当と認める保証人を立てなければならない。</u>ただし、知事が別に定める資金に係る金銭消費貸借契約を締結しようとする場合において、<u>保証人を立てる必要がないと知事が認めるときは、これを立てないことができる。</u></p> <p><u>2 前項の保証人は、知事が適当と認める人数とし、これらの者は、中小企業高度化資金の交付を受けた者（以下「借主」という。）とそれぞれ連帯して債務を負担しなければならない。</u></p> <p><u>3 借主は、貸付金に係る債務の履行を担保するため、第12条第1項の金銭消費貸借契約を締結した後においても、知事の請求があつたときは、増担保を提供し、又は保証人を変更し、若しくは追加しなければならない。</u></p>	<p>(担保、<u>金融機関保証等</u>又は保証人)</p> <p>第14条 貸付決定者が第12条第1項の金銭消費貸借契約を締結しようとするときは、知事が適当と認める担保を提供し、<u>又は金融機関（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関をいう。）による債務の保証（以下「金融機関保証」という。）、商工会議所、商工会その他の団体による債務の保証若しくは市町の債務負担行為に基づく損失の補償（以下「金融機関保証等」という。）を受けるものとする。</u>この場合において、<u>貸付決定者は、知事が貸付金に係る債権の保全を図るため必要があると認めるときは、知事が適当と認める保証人を立てるものとする。</u></p> <p><u>2 中小企業高度化資金の交付を受けた者（以下「借主」という。）は、貸付金に係る債務の履行を担保するため、第12条第1項の金銭消費貸借契約を締結した後においても、知事の請求があつたときは、増担保の提供、<u>金融機関保証等の金額の変更、保証人の変更その他の担保を確保するため必要な行為をしなければならない。</u></u></p> <p><u>3 借主は、第12条第1項の金銭消費貸借契約</u></p>

4 第12条第2項の規定は、第1項及び前項の保証人との間において締結する保証契約について準用する。

5 知事は、第1項及び第3項の保証人との間において締結する保証契約において、その保証金額の限度額を定めることができる。

(違約金)

第20条 知事は、借主が支払期日（第18条第2項に該当する場合にあつては、同項に規定する日。以下同じ。）までに貸付金を償還せず、又は第18条第1項第3号から第5号までに該当することを理由として同項の規定による請求を受けた金額を支払わなかつたときは、借主、第14条第1項及び第3項の保証人並びにこれらの者の承継人の置かれた経済状況その他の事情を考慮して、支払期日の翌日から支払の日（地方自治法施行令第171条の6第2項前段の場合においては、同項の履行期限を延長する特約をした日）までの日数に応じ、その延滞した額につき年10.75パーセントの割合で計算した違約金を支払うべきことを請求することができる。

2・3 (略)

(届出事項)

第24条 借主（借主が死亡した場合にあつては、その相続人）は、貸付金の償還が完了するまでの間、次の各号のいずれかに該当する

を締結した後においても、知事が適当と認める増担保の提供、金融機関保証等の金額の変更、保証人の変更その他の担保を確保するため必要な行為をすることができる。

4 第1項後段及び前2項の保証人は、知事が適当と認める人数とし、これらの者は、借主とそれぞれ連帯して債務を負担しなければならない。

5 第12条第2項の規定は、第1項後段、第2項及び第3項の保証人との間において締結する保証契約について準用する。

6 知事は、第1項後段、第2項及び第3項の保証人との間において締結する保証契約において、その保証金額の限度額を定めることができる。

(違約金)

第20条 知事は、借主が支払期日（第18条第2項に該当する場合にあつては、同項に規定する日。以下同じ。）までに貸付金を償還せず、又は第18条第1項第3号から第5号までに該当することを理由として同項の規定による請求を受けた金額を支払わなかつたときは、借主、第14条第1項後段、第2項及び第3項の保証人並びにこれらの者の承継人の置かれた経済状況その他の事情を考慮して、支払期日の翌日から支払の日（地方自治法施行令第171条の6第2項前段の場合においては、同項の履行期限を延長する特約をした日）までの日数に応じ、その延滞した額につき年10.75パーセントの割合で計算した違約金を支払うべきことを請求することができる。

2・3 (略)

(届出事項)

第24条 借主（借主が死亡した場合にあつては、その相続人）は、貸付金の償還が完了するまでの間、次の各号のいずれかに該当する

ときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) (略)
- (2) 第14条第1項又は第3項の保証人が、次のいずれかに該当したとき。
ア～カ (略)
- (3)～(5) (略)
- (6) 第14条第1項又は第3項の規定により提供した担保が滅失し、又はその価値を著しく減じたとき。

附 則

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 (略)

ときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) (略)
- (2) 第14条第1項後段、第2項又は第3項の保証人が、次のいずれかに該当したとき。
ア～カ (略)
- (3)～(5) (略)
- (6) 第14条第1項前段、第2項又は第3項の規定により提供した担保が滅失し、又はその価値を著しく減じたとき。

附 則

(施行期日)

- 1 (略)

(経過措置)

- 2 (略)
- 3 (略)

(金融機関保証による場合の貸付割合等の特例)

- 4 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間にした貸付けの決定に係る貸付金であつて、金融機関保証によつて債権の保全が図られたものについての別表第4の規定の適用については、別表第4の1の項、2の項から3の項まで、5の項、7の項及び8の項中「100分の80」とあるのは「100分の90」と、同表9の項中「100分の80以内（小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として行う者については、5人）以下の会社、個人、企業組合及び協業組合をいう。以下同じ。）に対する貸付けについては100分の90以内）」とあるのは「100分の90以内」と、同表10の項中「100分の80以内（小規模事業者に対する貸付けについては100分の90以内）」とあるのは「100分の90以内」と、同表11の項か

ら14の項までの規定中「100分の80」とあるのは「100分の90」と、同表15の項中「100分の80以内（小規模事業者に対する貸付けについては100分の90以内）」とあるのは「100分の90以内」とする。

5 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間にした貸付けの決定に係る貸付金及び当該期間に借主が第14条第2項又は第3項の担保を確保するため必要な行為をした貸付金であつて、金融機関保証のみによつて債権の保全が図られているものについての第4条第3項の規定の適用については、同項中「0.35パーセント」とあるのは「0.15パーセント」とする。

別表第3 (略)

項	事業の種類	事業の内容
1	(略)	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号。以下「政令」という。）第3条第1項第1号イに掲げる事業のうち、 <u>経営革新のための事業</u> であつて、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成16年経済産業省令第74号。以下「省令」という。）第26条第1項の基準及び知事が別に定める基準に適合するもの
<u>1</u>	<u>異分野連携</u>	<u>政令第3条第1項第1号</u>
<u>の</u>	<u>新事業分野</u>	<u>イに掲げる事業のうち、</u>
<u>2</u>	<u>開拓計画認</u>	<u>異分野連携新事業分野開</u>

別表第3 (略)

項	事業の種類	事業の内容
1	(略)	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号。以下「政令」という。）第3条第1項第1号イに掲げる事業であつて、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成16年経済産業省令第74号。以下「省令」という。）第26条第1項の基準及び知事が別に定める基準に適合するもの

	定グループ事業	拓のための事業であつて、省令第26条第2項の基準及び知事が別に定める基準に適合するもの
2	(略)	
(略)		

別表第4 (略)

項	資金の種類	貸付けの相手方	貸付割合
1	(略)	次に掲げる者であつて、知事が別に定める要件に該当するもの (1) (略) (2) 経営革新計画承認グループ事業を実施するすべての者の連名によるもの (3) (略)	(略)
1	異分野連携新事業	次に掲げる者であつて、知事が別に定める要件に該当するもの	整備資金の100分の
2	分野開拓計画認定グループ資金	別に定める要件に該当するもの (1) 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を実施する一の代表者 (2) 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を実施するすべ	90以内

2	(略)	
(略)		

別表第4 (略)

項	資金の種類	貸付けの相手方	貸付割合
1	(略)	次に掲げる者であつて、知事が別に定める要件に該当するもの (1) (略) (2) 経営革新計画承認グループ事業を実施する全ての者の連名によるもの (3) (略)	(略)

		<u>ての者の連名</u> <u>によるもの</u> (3) <u>異分野連携</u> <u>新事業分野開</u> <u>拓計画認定グ</u> <u>ループ事業を</u> <u>実施するそれ</u> <u>ぞれの者</u>	
2	(略)	次に掲げる者であつて、知事が別に定める要件に該当するもの (1) (略) (2) 下請振興事業計画承認グループ事業を実施する <u>す</u> <u>べ</u> <u>て</u> の者の連名によるもの (3) (略)	(略)
2 の 2	(略)	次に掲げる者であつて、知事が別に定める要件に該当するもの (1) (略) (2) 総合効率化計画認定グループ事業を実施する <u>す</u> <u>べ</u> <u>て</u> の者の連名によるもの (3) (略)	(略)
(略)			

別表第5 (略)

(1)～(18) (略)

(19) 別表第4の1の2の項に掲げる異分野連

2	(略)	次に掲げる者であつて、知事が別に定める要件に該当するもの (1) (略) (2) 下請振興事業計画承認グループ事業を実施する <u>全</u> <u>て</u> の者の連名によるもの (3) (略)	(略)
2 の 2	(略)	次に掲げる者であつて、知事が別に定める要件に該当するもの (1) (略) (2) 総合効率化計画認定グループ事業を実施する <u>全</u> <u>て</u> の者の連名によるもの (3) (略)	(略)
(略)			

別表第5 (略)

(1)～(18) (略)

(19) 削除

携新事業分野開拓計画認定グループ資金の貸付け

(20)～(24) (略)

(25) 別表第3の3の項、5の項、7の項、9の項又は10の項に掲げる事業のうち、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）第7条第3項に規定する認定計画に基づき実施するものに係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの

(20)～(24) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。